

—
1
—
5

「国有林野の管理経営に関する基本計画」の素案の概要について

平成 20 年 10 月

目 次

1 管理経営基本計画について	1
2 次期管理経営基本計画について	3
(1) 主な行政的な課題に対する方向	3
(2) 前回の審議における主な論点と対応方向	4
(3) 具体的な内容	5
(ア) 構成の考え方	5
(イ) 主な計画内容	6
3 今後のスケジュール	10

1 管理経営基本計画について

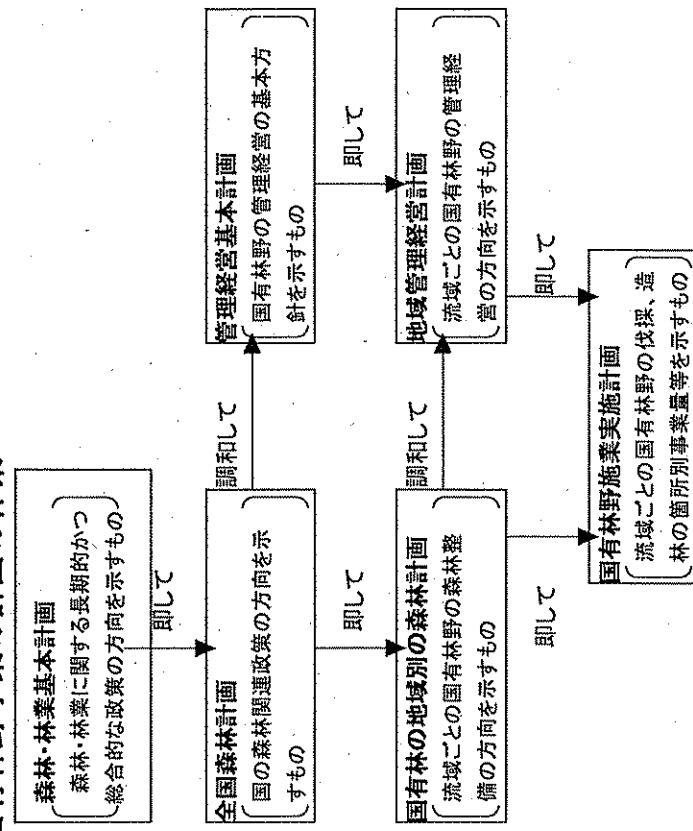
- 「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下、「管理経営基本計画」という。)は、国有林野の管理経営に関する基本方針その他の基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画。

○ 国有林野の管理経営に関する法律(抜粋)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画(以下「管理経営基本計画」という。)を定めなければならない。
2 管理経営基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 国有林野の管理経営に関する基本方針
二 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項
三 国有林産物の供給に関する基本的な事項
四 国有林野の活用に関する基本的な事項
五 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項
六 その他国有林野の管理経営に関する必要な事項

- 森林管理局長は、この計画に即して、流域(森林計画区)ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林野の管理経営を推進。

○ 国有林野事業の計画の体系



○ 現行の管理経営基本計画は、平成16年4月1日から平成26年3月31日までの10年間が計画期間であり、平成15年12月9日に策定。

○ 現行計画の策定から5年目である平成20年には、平成21年4月1日を始期とし、平成31年3月31日までの10年間を計画期間とするものに改定することが必要。
改定は、「国有林野の管理経営に関する法律施行令」第1条の規定により、平成20年12月末までに行うことが必要。

○ 管理経営基本計画の改定に当たっては、国民の声を広く聴くため、改定案を公告・縦覧するとともに、申立てのあつた意見の要旨を付して林政審議会の意見を聞くとされているところ。

○ 国有林野の管理経営に関する法律施行令(抜粋)

第一条 国有林野の管理経営に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する管理経営基本計画は、これを定める年の翌年四月一日から十年間を計画期間として定めるものとする。

○ 国有林野の管理経営に関する法律(抜粋)

第五条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聽かなければならない。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

2 次期管理経営基本計画について

(1) 主な行政的な課題に対する対応

行政的課題	必要な取組 (前回の林政審議会で示した方向)	主な記述箇所	具体的な記述の方向
京都認定書が発効し、地球温暖化防止のための森林吸収源政策の推進が緊急の課題	効率的かつ着実な森林の整備・保全と木材の利用を一体的に推進することによる地球温暖化防止対策の促進	1 国有林野の管理経営に関する基 本方針 (4) 地球温暖化防止対策の推進	京都認定書目標達成計画の目標を踏まえつつ間伐に積極的かつ着実に取り組むこと(に加え、国)による率先した高効率で低成本な作業システムによる利用間伐の推進、民有林と連携した森林整備、間伐材等の合板や集成材への利用の促進について記述を充実
貴重な野生動植物の生息の場としての国有林への期待や、生物多様性基本法が定められるなど国の施策の充実が必要	野生鳥獣との共存のための森林の整備・保全の推進など生物多様性の保全等への率先した取組	1 国有林野の管理経営に関する基 本方針 (5) 生物多様性の保全として項目を 新設	地域の現況に応じた多様で健全な森林の整備・保全、モニタリング調査を通じた適切な保全・管理、野生鳥獣との共存に向けた森林の整備、NPO等と協働・連携した取組について記述
頻発する地震や台風等の山地災害に伴う社会的要請への迅速な対応	地震や台風などの大規模災害への対応といった社会的要請への迅速な対応	1 国有林野の管理経営に関する基 本方針 (1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進	民有林台山事業等との連携の下での流域保全の組織、大規模な山地災害発生時の専門技術者の派遣や国有林防災ドランディアの活動の推進等迅速な災害対応について記述
森林整備の趣美な実施には間伐材等の利用が必要、木材生産の場としての国有林への高い期待	間伐材等の需要者への安定的な供給や、伝統文化を守るために木材の安定供給など、国有林ならではの木材の安定供給の推進	3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項 (1) 林産物の供給を「林産物の安定供給」に改定	森林吸収源対策として実施される森林整備により生産される間伐材等のシステム販売等による需要者への安定的な供給の推進や、低質材の合板や集成材への利用の促進について記述を充実
教育現場における森林等の自然への期待、教育の場としての国有林への期待	森林環境教育への貢献、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなど、国民による国有林の利用の促進	1 国有林野の管理経営に関する基 本方針 (3) 国民の森林としての管理経営	これまでの「遊々の森」などによるフィールドの提供や指導者の派遣等に加え、小学校の学習指導要領の改訂等を踏まえ、農山漁村における体験活動とも連携したフィールドやプログラムの積極的な提供等による森林環境教育の推進について記述

(2) 前回の審議における主な論点と対応方向

ご意見	対応方向	計画項目	考え方
生物多様性の観点を踏まえると、どのような施業になるのか、ならないのか、 木質供給に果たすなど、民有林を誘導する政策的な対応を図るべきではないか	生物多様性の保全 適切な間伐の実施、針広混交林化、長伐期化や里山等の整備など地域の森林の現況に基づき多様で健全な森林整備・保全を推進していくことが重要	林産物の安定供給 民国連携した安定供給の推進に加え、国産材の需要拡大が重要	
森林計画制度はあるが民国できちんと調整する機会をつくるべきではないか	森林の流域管理システム 森林資源の充実等の状況を捉えた上で、現行制度においての着実な実施が重要		
一般競争入札により、コストが縮減される一方で、残存木を傷付ける等に課す等の措置が必要ではないか 森林土木事業での間伐材等の利用をどのように評価してどうか。国民にわかりやすく広報することも重要と思うがどうか	その他事業運営 事業体に対する事業成績評定を実施することで対応		
素材生産等の事業毎のデータを明らかに出来ないか 新規借入金はゼロとなつたというが、債務を減らす見込みはどうなのか	地球温暖化防止対策の推進 木材利用の促進、木材利用についての国民に対する啓発が必要	林業技術の開発普及 長期的な収支の見通し	
債務は国民に負担をお願いするということを考えるべき	収支両面にわたる努力によって確実に債務の返済を行っていく 平成10年に、累積債務のうちの1兆円は、安易な国民負担を避けるため、林産物收入等で返済することとしている		

(3) 具体的な内容
 (ア) 構成の考え方(変更箇所のみ抜粋)

現 行 計 画	
1 国有林野の管理経営に関する基本方針	
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進	
(3) 国民の森林としての管理経営	
イ 森林環境教育の推進	
ウ 森林の整備・保全等への国民参加	
2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項	
(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	
3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項	
(1) 林産物の供給	

次 期 計 画	
1 国有林野の管理経営に関する基本方針	
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進	
(3) 国民の森林としての管理経営	
イ 森林環境教育の推進	
ウ 森林の整備・保全等への国民参加	
(5)生物多様性の保全	
2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項	
(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	
3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項	
(1) 林産物の安定供給	

(イ) 主な計画内容

計画事項	要素案の概要
まえがき	<ul style="list-style-type: none"> 抜本的な改革により、新規借入金に依存する体质から脱却 地球温暖化防止や生物多様性の保全については、特に国有林への期待が大きいことを踏まえ引き継ぎ適切かつ効率的な管理経営を進めるとともに、これまでの成果の上に立つて、持続可能な森林経営、開かれた国民の森林としての取組を実行 関係省庁や関係地方自治体等と連携し、国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を実施
1 国有林野の管理経営に関する基本方針	<p>(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益的機能の維持増進を旨とする基本方針の下、個々の国有林野を機能類型し、この区分毎の管理経営の考え方に基いて適切な施業を推進 災害に強い国土基盤の形成や地球温暖化防止、花粉発生の抑制等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進 国民の安全と安心を確保するため、民有林治山事業等と連携の下に治山事業を推進するとともに、大規模な山地災害発生時には、迅速な災害対策、二次災害防止対策を実施 <p>(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有林と同一の流域を単位として管理経営計画を策定するとともに、民有林関係者との連携強化を図りつつ、流域管理アクションプログラムの実施等により先導的・積極的に取り組む また、地方自治体等と効率的な間伐等の森林整備等を推進するための協定の締結や計画的な木材の安定供給など民有林と一体となつた森林施業等に対応 <p>(3) 国民の森林としての管理経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 国有林野事業の実施に係る情報の開示、森林・林業に関する情報・サービスの提供、国有林モニタリング制度の活用等により対話型の取組等を進め、国民の理解を支援をねるよう努める 森林教室等の体験活動、指導者の派遣や紹介、フィールド等の情報提供の推進や、教職員やボランティアのリーダー等への普及啓発など波及効果が期待される取組を積極的に推進 「漁民の森」、「法人の森林」、「ふれあいの森」の設定、「木の文化を支える森づくり」の推進、NPO等との森林整備の協定の締結等多様な取組を推進 <p>(4) 地球温暖化防止対策の推進</p>
	京都議定書目標達成計画、美しい森林づくり推進国民運動等を通じて、地球温暖化防止対策に率

先取り組む

- ・国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及・啓発に取り組むこととし、特に間伐を積極的かつ着実に実施
- ・森林土木工事での間伐材の利用等自ら木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民に対する啓発に努める
- ・自然エネルギーを利用して発電用地として国有林野の活用の推進

(5) 生物多様性の保全

- ・国有林は我が国の生物多様性の保全を図る上で重要な位置
- ・野生生物の生息・生育環境でもある森林生態系の健全性を維持・確保していくため、適切な間伐の実施、針広混交林化等多様な森林の整備・保全を推進
- ・劣化した森林の再生・復元、モニタリングを通じた保護林の適切な保全・管理を推進するほか、野生鳥獣との共存に向けた森林整備やNPO等と協働・連携した森林管理を推進

2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

- (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の総合管理

- (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

- (1) 林産物の安定供給

- ・木材生産も森林の主要な機能の一つとして位置づけ、持続的かつ計画的な木材の供給に努めることとし、間伐材等の需要者等への安定供給に努める
- ・流域管理システムの観点から、民国一体となつた產地銘柄の形成等により、木材の安定供給や國產材の需要拡大に寄与
- ・二酸化炭素の排出抑制に資する木質バイオマスの利用の促進のため、その供給に努める

(2) 林産物等の販売

- ・林産物の販売は立木販売により実施しつつ、間伐材の利用促進にあたっては、作業の高効率、低成本化を図りつつ素材販売により実施
- ・需要動向に応じた彈力的な販売を行うとともに、需要先へ直送するシステム販売により新規需要開拓と安定供給を図ること等により、林業・木材産業の活性化を図るとともに、併せて収入の確保に努める

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

- (1) 国有林野の活用の適切な推進
 - ・国有林野の活用に当たっては、地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進
- (2) 公衆の保健のための活用の推進
 - ・レクリエーションの森を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進
 - ・その実施には、民間活力を活かした施設整備等の推進、ボランティアや企業等による資金や人的な支援を誘導するサポート制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努める

5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項

- (1) 管理経営の事業実施体制
 - ・簡素な組織・要員の下で効率的に行うこととし、伐採、造林等の実施行為はすべてを民間事業に委託して実施
- (2) 長期的な収支の見通し
 - ・一定の条件下で試算すると、平成21年度から25年度の年平均の収支は2290億円、翌5年間の年平均の収支は2110億円
- (3) その他事業運営に関する事項
 - ・「国有林野情報管理システム」や府省共通システムの活用、森林GISを活用した現場業務の支援等を通じ、効率的な事務処理の推進
 - ・労働災害の未然防止、健康保持増進対策、心の健康づくり対策等の推進
 - ・高効率・低コストな作業システムの普及や事業成績評定の実施等に取り組み、林業事業体の経営基盤の強化に資するよう努める

6 その他国有林野の管理経営に関する必要な事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 人材の育成 | 実地を重視したOJTや研修の充実、資格取得の促進、関係府省等との人事交流等を積極的に行う |
| (2) 林業技術の開発普及 | 技術開発の成果は管理経営に活かすとともに、普及・定着に努め地域林業の振興に寄与
・列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストの作業システムの定着や、低
コスト造林の開発・導入等とそれらの普及に努める |
| (3) 地域振興への寄与 | 地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める |
| (4) 労使協力の推進 | 労使一体となって改革を推進 |

3 今後のスケジュール

- 管理経営基本計画の改定に向けたスケジュールは、次のとおり想定。

- 改定のスケジュール（想定）

平成20年			
9月	林政審議会の開催（改定方向）	全国森林計画 国有林の地域 別の森林計画	地域管理 経営計画及び 基本計画
10月	林政審議会の開催（改定案）	林政審議会	国有林野 施業実施計画
11月	公告・縦覧		
12月	意見の集約 改定案の修正 林政審議会の開催（諮詢・答申） 改定計画の決定・公表	林政審議会 閣議決定・ 公表	林政審議会

時 期	全国森林計画 国有林の地域 別の森林計画	管理経営 基本計画	地域管理 経営計画及び 基本計画
H20 9月	林政審議会	林政審議会	国有林野 施業実施計画
10月	林政審議会 閣議決定・ 公表	林政審議会	
11月	公告・縦覧	公告・縦覧	
12月		意見集約 林政審議会 決定・公表	
H21 1月			(一休として) 公告・縦覧
2月			
3月			決定・公表
4月	新計画の始期		